

学生会館みずき規程

(平成15年4月1日制定)

(学生会館)

第1条 大垣女子短期大学学生会館みずき（以下「学生会館」という。）と称し、大垣市西之川町に置く。

(目的)

第2条 学生会館は、大垣女子短期大学学生の厚生施設として、学生相互の親睦を深めるとともに、課外活動の発展を目的とし、この規程は、その使用および管理運営について必要な事項を定める。

(施設)

第3条 学生会館に学友会室、クラブ部室および宿泊所を置く。

(使用)

第4条 学生会館の使用に関する事項は、別に定める「学生会館使用内規」によるものとする。

(休館日)

第5条 休館日は、学則第11条に定める休業日とする。

ただし、学長が必要と認めた場合は、使用を許可、または臨時の休館日を定めることができる。

(クラブ部室)

第6条 クラブ部室は、別に定める「クラブ規程」により認められた学生のクラブに対し、学長が使用を許可する。

なお、使用期間は1年間とし更新は妨げず、使用に関する事項は、別に定める「クラブ部室の使用に係る取扱い」によるものとする。

(使用許可の取消)

第7条 学長は、使用者がこの規程および「学生会館使用内規」「クラブ部室の使用に係る取扱い」さらに「クラブ規程」の遵守事項に違反した場合、使用許可を取消すことがある。

(主管)

第8条 学生会館の主管は学生支援課とする。

第9条 この規程に定めなき事項については学長が決する。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。
2. この規程の改廃については、教授会の意見を徴し、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。